

令和3年度兵庫県立学校臨時職員募集要項

兵庫県教育委員会

1	職 種	職 務 内 容	免 許
	事務職員	県立学校で行う一般事務	
	栄 養 士	県立特別支援学校で行う児童給食等の専門的業務	栄 養 士
	校 務 員	県立学校で行う校舎内外の清掃等環境整備の諸作業	
	実 習 員	職業学科を設置する県立学校で行う実習の補助作業	
	調 理 員	県立特別支援学校等の寄宿舎又は給食施設で行う調理業務及び炊事・配膳等の作業	調 理 師

2 任用期間

任用は期限付で、原則として1月以上1年以内の臨時的任用です。
任用の時期は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。
(参考：任用が多い時期は4月当初です。)

3 資格

心身ともに健康であり、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者。
免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する者。
(参考) 地方公務員法第16条

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 登録手続

「令和3年度兵庫県立学校臨時職員登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班へ持参又は郵送して下さい。

5 受付期間

年間を通じ随時受付しています。

6 登録の有効期間

登録されますと資格要件を審査し、「県立学校臨時職員候補者名簿」に登載します。ただし、名簿の有効期間は令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)限りとします。

7 任用の方法

「県立学校臨時職員候補者名簿」に登載後、該当の職種に欠員が生じた時点で、選考を行い、本人あて連絡します。任用の際、履歴書、卒業証明書、健康診断書等必要書類がありますので、該当の学校長の指示に従ってください。

なお、臨時職員の任用数には限りがありますので、必ず任用されるものではありません。
(参考：4月当初の任用についての連絡は、3月末頃です。)

8 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)
(参考：四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合。)

- ・事務職員：206,437円
 - ・栄養士：181,494円
 - ・校務員：183,463円
 - ・実習員、調理員：190,903円
- 左記以外に、通勤手当等諸手当が支給されます。
※給料月額を含め、条例・規則改正等により額が変わることがあります。

9 登録申込書の配布場所等

兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班(県庁3号館10階)

各教育事務所

各県立学校事務室

インターネット(兵庫県教育委員会のホームページ)

(アドレス <http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/saiyou/saiyou-rinji.html>)

※登録申込書を郵送にて取り寄せる場合は、返信用として長形3号封筒に返送先を明記のうえ、84円分の切手を貼付したものを兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班あて送付してください。

10 問い合わせ先・送付先

兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班 TEL(078)362-3738(直通)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁3号館10階)

11 その他

登録内容に変更があった場合や、他に就職先が決定した等臨時職員を希望しなくなったことによる登録の取消を希望する場合などは、速やかに連絡してください。